

感染性廃棄物収集・運搬及び処分業務委託仕様書

1. 適用

感染性廃棄物収集・運搬及び処分業務委託に適用する。

2. 契約の目的

この契約は、委託者（以下「甲」という。）から排出される特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物（以下「廃棄物」という。）を、収集運搬・処分できる受託者（以下「乙」という。）に委託し、適正に処分する事を目的とする。

3. 委託の概要

当院の衛生安全及び感染対策を良好に保ち、地域の環境保全及び環境衛生の向上を図る。

4. 履行場所

町田市旭町2丁目15番41号 町田市民病院

5. 委託期間

2018年10月1日から2021年9月30日まで

6. 委託内容

①当院指定場所への容器の補充と、集積所（特別管理産業廃棄物庫）からの廃棄物の収集を行う。

②処分先までの運搬及び焼却処理及び最終処分を行う。

7. 収集日

①日曜日以外の毎日とする。

②甲から不定期（臨時）での回収要請があるときは、協議に応じること。

③甲の感染性廃棄物集積所（地下1階）への搬入口は高さ2.8mの高さ制限があるので、収集運搬車両に注意すること。

8. マニフェスト

①乙は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム及びマニフェストの登録作業を代行するASPサービスを導入していること。さらに、バーコードによる個別追跡管理システムを利用して収集運搬及び処分を行うこと。

②甲は、中間処理施設を指定しない。乙（収集運搬事業者）は、甲と中間処理事業者との契約締結に係わる書類準備に関わること。なお、中間処理施設は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを導入していること。さらに、バーコードによる個別追跡管理システムを導入していること。

9. 容器の仕様及び2018年度年間推定数量等

収集・運搬用の容器は、感染性廃棄物容器として相当なものとし、下記のとおり、プラスチック容器（鋭利物用）と段ボール製容器（固形物用）とすること。

(1) プラスチック容器（鋭利物用）

200（正方形、長方形） 400（平型） 500（正方形）密閉式専用容器の4種類とする。

ア) 推定排出数量

		排出推定量(個/年)
200（正方形）	メディカルペール K#20N 発泡パッキン付	3, 240個/年
200（長方形）	メディカルペール K#20D-2 接着性パッキン付	2, 520個/年
400（平型）	メディカルペール K#40D-2 発泡パッキン付	20個/年
500（正方形）	メディカルペール K#50D-2 発泡パッキン付	180個/年

(2) 段ボール製容器（固形物用）・・・200、400、600、700、800の5種類とする

ア) 容器の仕様

<400、600、800>

- ① 面段ボール07形、のり付け、簡易組立て形
- ② 大きさ（長さ×巾×高さ）・強度・材質
 <400(262mm×375mm×430mm)、600(375mm×400mm×430mm)>
 ・ライナ部分は秤量210g/m²以上、中芯部分は坪量160g/m²以上のAフルート
 <800(375mm×527mm×430mm)>
 ・ライナ部分は秤量280g/m²以上、中芯部分は坪量160g/m²以上のAフルート
- ③ 赤色のポリ袋付き、把手付き、PL保険加入にすること。
- ④ バイオハザードマーク、感染性廃棄物（固形物）用であること、各容器の制限重量、使用上の注意事項を明示すること。
- ⑤ オプションで足踏み式ホルダーを用意すること。

<200、700>

- ① 両面段ボールA式
- ② 大きさ（長さ×巾×高さ）・強度・材質
 <200(300mm×200mm×360mm)>
 ・ライナ部分は坪量160g/m²以上、中芯部分は坪量160g/m²以上のCフルート
 <700(360mm×360mm×590mm)>
 ・ライナ部分は坪量210g/m²以上、中芯部分は坪量160g/m²以上のAフルート
- ③ ポリ袋付き、PL保険加入にすること
- ④ バイオハザードマーク、感染性廃棄物（固形物）用であること、各容器の制限重量、使用上の注意事項を明示すること。
- ⑤ オプションで足踏み式ホルダーを用意すること

イ) 推定排出数量

容器容量	排出推定量 (個/年)
200	2,160個/年
400	8,880個/年
600	24,600個/年
700	600個/年
800	9,600個/年

10. 法令の遵守

乙は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物マニュアル（平成16年3月16付環産発第040316001号『感染性廃棄物の適正処理について』の添付資料」等の行政指導を遵守して感染性廃棄物の収集・運搬及び処分を行うこと。

11. 業務と責任

- (1) 乙は、甲から委託された廃棄物を収集・運搬から処分の完了まで、法令に基づき適性に処理しなければならない。
- (2) 収集運搬業者は、東京都及び処分先の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証を受けていること。また、中間処理業者は特別管理産業廃棄物処分業許可証を受けていること。
- (3) 乙は、公益財団法人東京都環境公社が評価・認定する産業廃棄物処理業者の第三者評価制度に加入しており、「産廃エキスパート（第一種評価基準適合業者）」の認定を受けていること。
- (4) 乙は、バーコードによる個別追跡管理に従い、業務が終了したときは、甲がその結果を確認できるようにしておくこと。
- (5) 乙は、委託された廃棄物の積替え、保管を行ってはならない。搬出後速やかに焼却により中間処理することとし、残さ物は受託者の責任により法令に従い最終処分すること。
- (6) 中間処理場は東京都内で処理すること。また、処理能力は日量40t以上とし、安定処理が必要なことから、2か所以上の中間処理場へ運搬し、中間処理を行うこと。
- (7) 当院は東京都における災害拠点病院となっていることから、受託者は首都直下型地震対策マニュアルを策定しており、非常時の社内体制・連絡体制・容器の確保・収集運搬体制・中間処理体制などが具体的に確立されていること。受託者は、契約締結にあたり速やかに必要書類を提出すること。

12. 業務の調査等

- (1) 甲は、委託した業務が法令等の定めに基づき適正に行われているか確認するために、乙に対して当該処分状況に係わる報告を求めることができる。

(2) 乙は、甲から報告の求めがあったときは速やかに報告を行うこと。

13. 再委託に係る承認

乙は、受託業務の一部を第三者に委託するときは、事前に委託者に申し出、承認を受けなければならない。

14. 機密保持

(1) 受託者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、「町田市個人情報保護条例」を遵守すること。

15. 委託料の請求

(1) 委託者が受託者に支払う委託料は、容器の種類ごとの契約単価に排出個数を掛けて算出するものとする。

(2) 契約単価は、容器代・収集運搬費・処分費・電子マニフェスト代（加入料除く）・ASPサービス代・バーコードによる個別追跡管理代を合算した金額とする。

(3) 前月分の請求書は、その翌月第1週までに委託者（施設用度課）へ提出すること。
委託者は請求のあった月の月末に受託者の指定口座に振込むこととする。

16. その他

(1) 受託した業務上の事故に対する賠償責任保険に加入していること。受託者は、委託者へ契約締結時に保険証書の写しを提出すること。

(2) 委託者の定めた集積所から運搬車への積み込み等は受託者が行うこと。

(3) 本仕様に明記されていない事項であっても、その性質上当然に当契約に必要なものは全て請負者の負担で実施すること。

その他、本仕様書に定めのない事項については、甲、乙協議の上実施する。

契約予定価格		※現行業者の見積による			
医療廃棄物①	感染性廃棄物収集・運搬及び処分業務委託				
容 器		排出予定数	単価 (円)	1 年間の合計 (円)	3 年間の合計 (円)
プラスチック 20 L 容器 (正方形)		3,240 個/年			
プラスチック 20 L 容器 (長方形)		2,520 個/年			
プラスチック 40 L 容器		20 個/年			
プラスチック 50 L 容器		180 個/年			
段ボール 20 L 容器		2,160 個/年			
段ボール 40 L 容器		8,880 個/年			
段ボール 60 L 容器		24,600 個/年			
段ボール 70 L 容器		600 個/年			
段ボール 80 L 容器		9,600 個/年			
	合計				
	消費税				
	予定価格				